

高齢者の熱中症対策事業の実施について

近年の猛暑による高齢者の熱中症の増加や、高齢者になるほど重症化しやすいことなどを踏まえ、昨年度に引き続き、高齢者を対象とした熱中症対策事業を実施する。

1 事業概要

(1) 啓発グッズ及び啓発チラシの配付

ひとりぐらし等高齢者登録者及び要援護高齢者に、啓発グッズ（ペットボトルオーブナー、冷却用ジェルシート）及び啓発チラシを配付し、熱中症に対する注意喚起を行う。

ア ひとりぐらし等高齢者登録者

- ① 民生委員への情報提供同意者 民生委員の戸別訪問調査に合わせ配付
- ② 民生委員への情報提供不同意者 個別郵送により配付

イ 要援護高齢者

包括支援センター職員等の個別訪問により配付

(2) 老人いこいの家等の活用

老人いこいの家（24か所）及び高齢者センターの談話コーナー等を、高齢者が一時的に避難できる場所「涼み処」として活用する。

各施設の入口に、のぼり旗「涼み処」を掲出する。

「涼み処」において、麦茶の提供を行う。

(3) 経口補水液・補水ゼリーの配付

包括支援センター等で把握した要援護高齢者に対し、水分摂取の保健指導のため経口補水液・補水ゼリーを配付する。

(4) その他

ア 各包括支援センターの窓口などで、啓発チラシを配布する。

イ 区事業等への参加者に対し、啓発グッズなどを活用して熱中症予防の啓発を行う。

ウ 介護事業者連絡会等で、高齢者の熱中症対策を呼びかける。

2 実施期間

平成28年5月27日（金）～9月下旬

ひとりぐらし等高齢者登録者への民生委員の訪問 5月27日（金）～7月下旬

老人いこいの家等の活用 5月27日（金）～9月下旬

3 周知方法

めぐろ区報（6月5日号）及びホームページで周知する。